○文部科学省
経済産業省告示第五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、文部科学省又は独立行政法人科学技術振興機構から交付する平成二十四年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年六月二十九日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

一　文部科学省から交付する特定補助金等
東北マリンサイエンス拠点の形成事業に係る補助金
科学技術戦略推進費のうち安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラムに係る補助金
革新的エネルギー研究開発拠点形成事業に係る委託費
海洋資源利用促進技術開発に係る委託費
二　独立行政法人科学技術振興機構から交付する特定補助金等
研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム（旧地域イノベーション創出総合支援事業分を除く）及び先端計測分析技術・機器開発プログラム）に係る委託費

○厚生労働省
経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働省又は独立行政法人医薬基盤研究所から交付する平成二十四年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男

一　厚生労働省から交付する特定補助金等
障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金
二　独立行政法人医薬基盤研究所から交付する特定補助金等
希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器試験研究助成金

○農林水産省
経済産業省告示第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、農林水産省又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する平成二十四年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年六月二十九日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男

一　農林水産省から交付する特定補助金等
自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発事業に係る委託費
水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発事業に係る委託費
農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発事業に係る委託費
農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発事業に係る委託費
ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発事業に係る委託費
鳥インフルエンザ、ＢＳＥ、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発事業に係る委託費
生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発事業に係る委託費
生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発事業に係る委託費
新農業展開ゲノムプロジェクト事業に係る委託費
アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト事業に係る委託費
農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発事業に係る委託費
天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発事業に係る委託費
気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発事業に係る委託費
海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発事業に係る委託費
レギュラトリーサイエンス新技術開発事業に係る委託費
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業に係る委託費
画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備事業に係る委託費
食料生産地域再生のための先端技術展開事業に係る委託費
農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発事業に係る委託費
海面養殖業振興対策費のうち資源・環境に優しいクロマグロ増養殖技術開発事業に係る委託費及び補助金
技術開発・普及推進事業のうち水産分野の地球温暖化対策、バイオマス資源の利活用技術の開発事業に係る委託費
技術開発・普及推進事業のうち漁船等の省エネルギー化、安全確保を推進する技術の開発事業に係る補助金
二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する特定補助金等
イノベーション創出基礎的研究推進事業に係る委託費
民間実用化研究促進事業に係る委託費

○経済産業省告示第百五十一号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十三条第二項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十条第二項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十二条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項の規定に基づき、保安検査の方法を定める告示（平成十七年経済産業省告示第八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月二十九日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

表第一号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－４（２００９）保安検査基準（冷凍保安規則関係）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－４（２０１１）保安検査基準（冷凍保安規則関係）」に改め、同表第二号上欄中「及び第八号」を削り、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－２（２００９）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）（当該基準中４．３．１（３）、４．３．２、７．４（３）及び付属書の部分を除く。）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－２（２０１１）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）」に改め、同表第三号上欄中「及び第八号」を削り、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－１（２００９）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。）（当該基準中４．３．１（３）、４．３．１の解説１６、４．３．２、７．１．４（３）及び付属書の部分を除く。）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－１（２０１１）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。）」に改め、同表第四号上欄中「、第七号及び第八号」を「及び第七号」に改め、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－３（２００９）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド関係を除く。）（当該基準中４．３．１（３）、４．３．１の解説１６、４．３．２、７．１．４（３）及び付属書の部分を除く。）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－３（２０１１）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。）」に改め、同表第五号下欄中「高圧ガス保安協会・高圧ガスＬＮＧ協会共同規格ＫＨＫ／ＫＬＫＳ　０８５０－７（２００９）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）」を「高圧ガス保安協会・高圧ガスＬＮＧ協会共同規格ＫＨＫ／ＫＬＫＳ　０８５０－７（２０１１）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）」に改め、同表第六号上欄中「（第八号に掲げる製造施設を除く。）」を削り、同号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－６（２００９）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）（当該基準中４．３．１（３）、４．３．１の解説１７、４．３．２及び付属書の部分を除く。）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－６（２０１１）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）」に改め、同表第七号下欄中「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－５（２００５）保安検査基準（天然ガススタンド関係）」を「高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－５（２０１１）保安検査基準（天然ガススタンド関係）」に改め、同表第八号を削る。